

「安倍さんがわかりやすくお答えします！平和安全法制のナゼ？ナニ？ドウシテ？」
【第2夜】集団的自衛権って何？アメリカの言いなりに戦争するの？ (2015.7.7)

https://www.youtube.com/watch?v=j1_EpKBsEzM より文字起こし

動画を見るのは時間がかかるので、文字に起こしました。なお段落分け等は私の独断です。左側が文字起こし部分。黄色地は牧島かれん衆議院議員（インタビューア）の発言。右側は私の注釈（とツッコミ）。

本日は集団的自衛権という大変重たい、そして重要なテーマを皆様と一緒に伝えをしていきたいと思います。個別的自衛権と集団的自衛権と2つの自衛権があるらしい、というところで、国なので個別的自衛権はあるんだろうな、と何となく漠然と感じてらっしゃる方もいらっしゃると思うんですが、集団的自衛権とは何なんだろう、さらには、日本はこれまで戦争に巻き込まれず、戦争をせず、平和な国としてやってきた、日本人としての誇りもある、その誇りがこの平和安全法制によって崩されるのではないかという不安が広がってると思うんです。今日、安倍総裁から直接皆様に集団的自衛権の話から聞かせてください。

今回は「集団的自衛権」がテーマなんだそうで。

はい。あのお、集団的自衛権とか個別的自衛権、まあこれ一体どういう意味なんだろうと思っておられる方がたくさんいらっしゃると思うんですね。また、それは憲法違反だとかいう批判もあります。

ここは「集団的自衛権」の一般的な説明。

そもそもこの自衛権というのは、先の大戦が終わって、世界で再び、戦争は違法だ、戦争を改めて違法化しました。その中で他国から攻められた時だけは、いわば自衛権として戦うことができる、それは認められるんですね。自衛権は行使できる。その自衛権の中にも、自分が攻められた時に反撃をする、自国を守る権利は個別的自衛権。これはいいですよ、と、これも自衛権ですよ、と。もう一つ自衛権は集団的自衛権。それは自国と密接に関係ある他国が攻撃を受けた時に一緒に守る権利、これが集団的自衛権。で、この個別的自衛権も集団的自衛権も自衛権として、これは違法ではありませんということを、いわば国連で認めました。国連憲章にも書いてあります。

やたらと「集団的自衛権」は「権利」として持っている、ということを強調しています。しつこいくらい。

ですから日本は権利としては間違いなくこの自衛権、個別的自衛権も集団的自衛権も両方とも権利として持っている。例えばそれは国連憲章の中だけではなくて、日米安保条約の中にも、ちゃんと前文には、そういう権利は両国とも持っていますね、ということが書いてあります。そしてまた、これは意外に思われる方がおられるかもしれませんが、日本とソ連が結んだ、というか宣言を出した日ソ共同宣言の中にもですね、ちゃんと書いてあるんですね。まあ、ですから権利として持っているというのはこれはもう間違いのないことだろうと思います。

わかりました。国連憲章の中にも、つまり国際法上も実質的に集団的自衛権も個別的自衛権と同じように持っているということが明確になっているし、国際法上、国連憲章の中で戦争はしてはいけませんよ、という禁止もされている。だけれども紛争は起きる。じゃあ、日本が持っている、今、総裁がご説明いただきました、集団的自衛権。3つの段階があると思うんですね。「持っています」「行使できます」「行使します」。でこの「行使します」ということがしょっちゅう起きてしまったら困ると思うんですが、でもやっぱり「行使します」ということが起きうる場合には、どういう風に地元の方たちにわかりやすくご説明できるでしょうか？

「集団的自衛権はどういう時に行使できるのか？」という質問

今、自衛権として説明をしましたが、少しわかりにくいよ、という方もたくさんおられると思うんですね。ですから、例えばですね、夜道を歩いていて突然誰かに襲われた時に反撃をする、身を守る、これはまさに個別的自衛権なんですね。同時に例えば私が友達と一緒に歩いている、そこに暴漢が襲ってきて、友達を襲ったんだけれども、友人だから一緒にこれは対応する。私が友人を守る。これは集団的自衛権と言ってもいいんだろうと思います。

集団的自衛権行使の例
「一緒に歩いている友人が襲われたので助ける」
この例だと次の瞬間には自分にも襲いかかられて個別的自衛権になるように思えますが。

そこで今回ですね、我々は集団的自衛権、これはまあ友人の関係であれば当然お互い助け合うんだなあということで理解を頂けるんだと思いますが、日本の場合は憲法9条の制約がありますから、それを全て、これはやはり認める訳にはいきませんね、ということなんですね。これはどういうことかということですね、今回、一部は、いわば自国を守るためにはですね、ということにおいて、国民の幸せな生活や命を守るためにはですね、この集団的自衛権の一部を使う事ができる、ということを決めたんですね。

なんだか憲法9条のせいで当然のことできない、というニュアンスを感じますが、本題ではないので、置いておきます。

それは例えばですね、私の友人で菅さんという人がいたとしますね。この菅さんがですね、家に強盗が入ってきて大変だということで、私の家に電話がかかってくる。「安倍さん助けて」と、こう電話がかかってくる。「是非これから安倍さん、うちに来て一緒に強盗と戦ってよ」と言われてもですね、これはですね、私は菅さんの家まで行って、菅さんを助ける事はできないんです。

集団的自衛権行使の例
「菅さんの家に強盗が入り、助けを求められる」
→これは認められない
※たとえ話ばかりで実際の法律の話が出てきません。

できないんですか？

これはね、憲法の制約があって、今度の改正でもですね、それはできない。では、我々が認めた集団的自衛権とは何か？と言えませんが、例えば「安倍晋三は生意気な奴だから、今度殴ってやる」という人達が、そういう不良がいる。今夜殴ってやろうと言っている時にですね、家に帰る。で、困ったなあと思った時にですね、例えば私の友達ですね、麻生さんって人がですね、「俺は喧嘩が強いから一緒に帰って守ってやるよ」と言って一緒に帰ってくるって事になって、麻生さんは私の前を歩いてくれている。そこにですね、3人ぐらい不良が出てきて、いきなり麻生さんに殴りかかった。でもこれはまあ、まさに私をやっつけようと思って出てきて、私の前にいた麻生さんをまず殴ったんですね。3対1ですから、私と麻生さんと一緒にですね、この人達に対応する。で、私も麻生さんをまず守る。これはですね、これはまさに今度の平和安全法制において私たちができる。今年の憲法の解釈を見直す時にですね、これは限定的にできますね、と認めたことなんです。

集団的自衛権行使の例
「安倍を殴ってやろうと言っている不良がいる前提で、それから守ろうとして一緒に歩く麻生さんが殴られた。よってそこに加勢する」
→これは認められる
※たとえ話だけで話をするから混乱するんですが、この例も次の瞬間には個別的自衛権なのでは？元々安倍を殴ってやっつけたんだし。

そこまではいくということなんですね。

わかりやすいという例えもいただいております、「麻生さん強いけど菅さんも助けてあげて」というのが、今コメント流れてきたんですが、親しいお友達でもダメなんですか？

これはですね、まあいわば、今度の法律においてはですね、国の存立が脅かされて、国民の生命や自由や幸福を追求する権利が根底から覆される。つまりさっき言ったように、国民の命や国そのものが、幸せな国民の生活が危なくなるという時に限ってですね、これは集団的自衛権の行使はできる、ということなんですね。

ということは大変限定的であるということ

ええ。今の例は、例えば、菅さんの家に強盗が入って、友達同士という感覚では助けに行かなければいけないんですけど、安倍家が危ないわけではないですね。しかし麻生さんと一緒に歩いている、これはまさに私が襲われるという危険の中で麻生さんが一緒に歩いてくれている、ということであればですね、これは対応する事ができるよ、とこういうことなんですね。

まさに自分自身が攻撃されるのと同じ状況であるということになるわけですね。

そうですね。いわばそういう状況と同じような被害が私にも及んでくるよ、ということがわかっている時に対応するということになります。

今のたとえ話で少しリアリティが見えてきたような感じがしますが、それでもやはり多くの国民の皆さんにとっては、いや、そんなことって実際起きないでしょ、と、具体的に起きうるの？というご質問がよく聞かれます。

あの、例えばですね、具体的にはですね、今、北朝鮮においてはですね、たくさんの弾道ミサイルを既に配備をしています。それに載る核兵器も開発をしていますね。そういう状況の中であって、例えば、その対応のために警戒に当たっている米国の船が攻撃される事があります。この船はまさに日本を守るために警戒活動に当たっている米国の軍艦。これを助けなければですね、一緒にまさに日本を守らなければいけない中であってですね、守れないということになれば、日本にもですね、これはまさに大変な被害が及ぶ事になります。

また例えばですね、朝鮮半島において紛争が起こったとき、あるいはまた、たくさんのですね、日本人が世界で活躍をしています。どこでどういうことが起こるかかわからない、という時にですね、日本に逃れようとする邦人をですね、日本人を救出して日本に運ぶアメリカの船が襲われるかもしれない。そういう船を守るということはですね、乗っているのは日本人なんですけど、船はアメリカの船であれば、それは集団的自衛権の行使に当たるんですね。ですから、そこで我々はそれを助けなくていいのか？ということなんですね。

実際それは、やはり、起こりうるんだろうと思いますし、そして、これはやっぱり相手の立場に立つという事が大切なんだと思うんですが、アメリカは民主主義国家ですね。日米同盟がありますが、やっぱりその日米同盟をしっかりと、アメリカにおいても支持されなければ、それは機能しないんですが、さっき言った日本のために、日本を守るために警戒に当たっているアメリカの船をですね、日本の海上自衛隊が助ける事ができるのに助けなかったらですね、これはもうアメリカの国民だって、やっぱり、そんな国のためにアメリカの若い兵隊は頑張るのか？命をかけるのか？ということに、これはなりますよね。それと同時に例えば日本に敵対している国の立場になれば、そうやって日本とアメリカの仲を悪くする、あるいは1+1は実は2にならない、と思えばですね、隙があるな、と思うんですね。大切な事は隙を見せない事は結果として地域を、安定した地域にしていくし、平和を守る事も出来るんだろうと思います。

昨日も海賊事案のお話がありました。上半期襲撃はゼロである、というところで、今、海のお話が出てきていますが、ここから先、ホルムズ海峡の機雷の掃海、つまり船が行くときに安全に渡ることができるかどうか、こういう時には、昨日総裁も、国際的に協力してみんなで一致団結やるんだという機運が必要だというご説明がありました、その辺りはいかがなんでしょうか？

そうですね。ホルムズ海峡で機雷を掃海する、地球の裏側まで行くのか？という、そういう批判があります。今、かれんさんが仰ったように、これは集団的自衛権の行使ではありませんが、海賊から日本や世界の船を守るために日本の海上自衛隊は世界の国と共にですね、ソマリア沖で海賊対処行動に当たっています。かつては日本の海上自衛隊は日本の船しか守れなかったんですが、私たちは法律を作って、そしてソマリア沖まで行ってですね、外国のたくさんの国々の船と一緒に船団を守ります。日本の船だけではなくて、他の国の船も守ります。船籍が別の船でも、その船は日本に物を運んでくるかもしれない、ということももちろんありますね。あと、世界の国々と協力すれば、より効果的にその船を守る事ができるんです。その結果、今言われたように、かつては200件以上事案があったんですが、この半年間はとうとうゼロになりました。

つまり、みんなでする事によって、結果、安定して、そして平和な海に戻つつある。でもまだ本当に平和になっていませんから、こういうみんなでするから海賊の人達も今やめようと思ってるんですね、ですから今やめる訳にはもちろんいきませんが、このようにちゃんと成果が出てきていると思います。

そしてまた機雷の掃海はですね、ホルムズ海峡はソマリア沖よりも、ソマリア沖の方がもっと遠いんですがね、ですから、当時も民主党は地球の裏側まで行くのか、と言って反対しました。この機雷掃海についてはですね、そこに機雷を敷設されると、たくさん日本にやってくるタンカーが通れなくなってしまう。日本で使っている石油の8割がですね、ここを通ってきます。またLNGにしてもですね、4分の1はここを通ってくるんですね。ですから、ここを通って来れなくなったらですね、これは日本の経済にとって、国民の生活にとって、大変なことになるんだと思うんですね。

物語を聞いている訳ではなく、法律の説明をしてもらわねばならないはずですよ。

ここでようやく実際の法律が出てきますが、問題は「国民生活が危なくなる」というのを何を根拠に判断し、それを後からちゃんと検証できるのか？という点なはず。法律そのものが曖昧だ、と多くの人が指摘しているのに、それをたとえ話でさらに曖昧にしています。

いやいや全然見えません。次の質問は「集団的自衛権行使するようなことは起きうるのか？」

話の脈略がなくて、追っかけるのが大変です。この北朝鮮の話、1回目でも出てきました。強いて言えば前の麻生さんの例に対応するのかな？

あの記者会見を思い出しますねえ。いきなり日本人の乗ったアメリカの船の話が出てきます。これはここまでに出ていないパターン例です。

実際あり得るかは別として、この論理が成立するには「日本人を救出したアメリカの船が自衛隊の船と航行中、アメリカの船だけに攻撃があり、自衛隊の船には何の攻撃もない」という変な状況が前提になるはずですよ。

何を聞きたいのかわかりません。。

なぜソマリアの話？

民主党は関係ないけど、言いたかったんですね、きつと。

総裁、ただ航行を守るのことは大事というコメントは頂いてはいるんですが、経済活動のために紛争に巻き込まれるかもしれないリスクを冒すのは、ちょっと日本の考え方としてはなじまないと、違うという声も多いと思います。

そうですね。そういうご批判もあります。しかし、今申し上げましたように、石油も入ってこなくなる。ガスについてもですね、LPガスもあまり入ってこなくなってくるとなるとですね、例えば冬寒い時にですね、そういうことが起こると暖房にも問題が出てきますし、あるいは電気にもですね、問題が出てくる。例えば、病院の運営がどうなってくるか？あるいは車も使えない、いざという時にですね、そういう対応ができないという、これは命にも関わってくる。このことによって命を失う人も、やっぱり出てくる可能性というはあるんだろうなあと思います。それと機雷の除去というのはですね、まさに事実上停戦はできているけれども、まだ完全に停戦が出来ていないという状況にあると、これはさっきお話をした国際法的にはですね、集団的自衛権の行使に当たってしまうんですね。でも実際はもうほとんど戦闘が、というか全く戦闘がおこなわれていないという状況で危険物を処理するわけですね。ですから、今ソマリア沖でやっている海賊対処行動というのは海賊、まさに人を相手にしている訳ですが、ここではまさにそういう危険物を処理する、と、しかし外形的には集団的自衛権の行使に当たるといえるので、我々は、その時にはですね、必要とあれば、まさに国民の命に関わってくればですね、今回の法改正でそれをやるということもあるというふうな、今回の法制においてはですね、説明をさせていただいているんです。

ソマリアの話を出したのは、機雷掃海と海賊対処は一緒だと言いたかったんですね。

ということは、個別的自衛権の拡大解釈ではダメだということなんですか？

そうですね。個別的自衛権の解釈で、例えば先ほど例として挙げた、米艦を防護する、これも個別的自衛権でいけるんじゃないか？という人達があります。しかし、それは最初に申し上げましたように、例として、私が殴られた時に私を守るために対応する。これは個別的自衛権で、私と一緒にいる友人を守るために、私がそれを守る、あるいは対応する。これは集団的自衛権と、もう明らかなんです。これはもう国際法で決まっている事ですから、日本人が勝手に決められる事ではなくて、今申し上げましたように、自分の国が攻撃をされた時には個別的自衛権。外国が攻撃されて、それが密接な関係にあつて、そこからですね、その了解や依頼があつたときにそこを守るというのが集団的自衛権。ということになっているんですね。ですから、そうではなくて、みんな個別的自衛権でやりますよ、ということになればですね、自分が襲われていないのに、勝手にどんどんいろんな人を攻撃をしたり、勝手にいろんな人を殴って、「安倍は変な奴だ」と世界で思われてしまうんですね。ですから却って私は非常識になる。ですからこれ、国際法の世界の話であつて、我々はですね、やる必要があることであれば、やらなければいけませんけれども、しかし国際法で変なことはするべきではないと思っています。

機雷掃海の話の流れだったはずですが、米艦防護の話に飛びました。

話をしている本人は自分の話している内容が分かってるんじゃないか？なんだか言いながら訳分からなくなってるような。なぜ勝手にいろんな人を殴る話につながるのか？全く意味が分かりません。

国際法で変なことをするべきではない。ただ親しい関係にある、お友達であるところが困っていて、依頼を受けたら、それは日本が答えなければならぬのではないのか。特に質問が多いのは、やっぱりアメリカにやるように言われてるんじゃないか？アメリカのプレッシャーなんじゃないか？さらにはアメリカの大義のためだけに、または「助けて」というふうな世界の警察であるアメリカが電話を受けたとき、日本も一緒につき合つてよ、と言われた時に断れない、というのがこの集団的自衛権ではないのか？

私たちの行使できる集団的自衛権というのは、憲法9条との関係で限られていますよ。さっき例として挙げた菅さんの例は助ける事できませんね、でも麻生さんの例は助ける事ができますね、これはいわば私たちが集団的自衛権を制限するにあたって3つの要件を課しているんですね。第一の要件は、まさにこれは国民の平和な生活や命を守るためであれば行使できませんね、ということ。二番目にそれを排除するために他に方法はありませぬね、外交努力は尽くしたんですね、という条件。三番目にはですね、必要最小限度でなければいけませんよ、という3つの制約がかかっていると。世界中でそんな制約がかかっている所は無いんですが、憲法9条があるからこの3つの制約がかかっています。制約についてはもちろん同盟国のアメリカにもですね、十分に説明をしています。アメリカも了解をしているわけでありまして、先般のですね、日米の合意にもちゃんと明記しているんですね。ですからアメリカもちゃんと理解をしています。一旦、しかし、例えばですね、そういうことでも決めたらやってしまうんじゃないか、という人がいますが、もう日本は独立した国ですから、まさにアメリカの言いなりになるということはありませんし、さっき申し上げましたように、アメリカに対して我々はよく説明をしているということなんです。

この三要件の判断基準が曖昧だ、ということアメリカもちゃんと理解しているんでしょうね。

何を根拠に「ありえない」と言っているのか分からないと何の説得力もありません。

PKOをですね、PKO法を作って、そしてカンボジアに自衛隊を出す時もですね、あの時も、なんか戦争に巻き込まれるとかですね、アメリカの戦争に巻き込まれるという意見が随分あったんですが、今やそれを言う人は誰もいなくなったんだろうと思います。あの時も随分、憲法違反だ、こんなことを言われましたがですね、あの時の私たちの判断は間違っていないかと思えます。

また出ました「昔は反対してたけど、今はみんな認めてるだろ？だから今の反対も誤りなんだよ」これについては1回目のときにたくさんツッコミを入れたので今回は省略。

またPKOについてもですね、一旦出したらなかなか戻せないんじゃないか、という人がいますが、例えばゴラン高原でPKOをやっていたが、これは状況が悪くなりましたから、私たちは中断しました。ちゃんと日本は日本独自の法律に従って、考え方に従ってですね、やめる時にはきちんとやめますし、できないときにはできませんと、こういうことをちゃんと申しますから、アメリカの戦争に巻き込まれるという事は絶対ないということとはここではっきりと申し上げたいと、約束したいと思えます。

「アメリカの戦争に巻き込まれるという事は絶対ない」として、何を根拠に？？100歩譲って、安倍政権ならばそうだったとして、その後の政権でも「絶対ない」と言い切れる根拠はあるのでしょうか？

ありがとうございます。その言葉が必要だったのではないかなあ、というふうに思います。

「イラク戦争はどうなるの？」というご質問も今りましたが、総理、アメリカの戦争に巻き込まれる事は無い。湾岸戦争とかイラク戦争とかベトナム戦争みたいなものに巻き込まれる事は無い。日本の立場はしっかりと伝えていただけるという事で。

あの、ベトナム戦争とかですね、イラク戦争とか、あるいは湾岸戦争、アフガン戦争。こういう戦いでですね、自衛隊を送り込んで戦うということはですね、これはもう絶対ないということでもあります。これはあの必要最小限度を超えていますし、もちろん、果たして日本の存立に関わるかといえ、そんなことはありませんから、そこにおいてですね、集団的自衛権を行使する事はない。これはもう憲法解釈において、その余地は全くないということ。

今回の、いわば、我々のこの憲法解釈の変更がですね、これはもう限界だということははっきりと申し上げたい。そして、ではそんなことを言えるのか？また、政府が変えられるのではないかと、という人がいるんですが、それは今度は法律に書いてありますから、政府でもそれは変える事はできない。政府だけではなくて、国会もですね、つまり国民の皆さんが支持しない限り、それはもうできない。ということははっきりした、ということをお知らせしたいと思います。

ありがとうございます。限られた時間の中ではありましたけれども、たくさん分かりやすいというコメントを頂きました。今日の集団的自衛権、日本のため、日本国民のために、という総理総裁からのお言葉を皆様にお伝えさせていただきました。

また「絶対ない」。何を根拠に必要最小限度を越えている、日本の存立に関わらないと言っているのか？法律に基づいて誰が判断しても同じ結果にたどり着けなくてはダメなはずですよ。

憲法解釈の変更は今回が限界、という根拠が「法律に書いてあるから」というのはびっくり。だって、「憲法」に書いてある事を閣議決定で解釈変更した張本人ですよ。

少しだけ個人的感想

今回もテーマを確認しておきましょう。
『集団的自衛権って何？アメリカの言いなりに戦争するの？』

この回の内容をまとめると、
『集団的自衛権は限定的です。でも機雷掃海はソマリアでの海賊対処とほとんど一緒なので可能。
アメリカの戦争に巻き込まれる事は絶対ありません。(根拠は不明)』

今回も法律の中身についての説明はほとんどありません。たとえばばかりで論点をずらしてごまかされている感じです。

そして、隙を見せない、とか経済活動のために機雷掃海とか、言ってますが、

日本国憲法の前文

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」

9条

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

の精神に反していると思います。
安倍首相は99条で「この憲法を尊重し擁護する義務を負」っているはずなのに。

<作者について>
Twitter : @brownmorning
HP : <http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com/index.html>